

北陸大学大学院医療保健学研究科医療保健学専攻修士課程学位論文審査基準

医療保健学専攻では、提出された学位申請論文が当該分野における学術的重要性、新規性・独自性を有しているかどうか、学位申請者が、研究成果の論理的説明能力、当該分野に関連する幅広い専門的知識、研究の推進能力、倫理性等を有しているかどうかを総合的に評価する。

(審査体制)

論文審査は、主査1名、副査2名により行う。

主査及び副査は、審査の公平性、客観性の観点から、研究指導教員を除き、学生の研究課題に近い専門分野の教員を研究科委員会において選任する。

(評価基準)

修士論文の審査基準は次のとおりとする。また、最終試験（口頭試問）では、当該修士論文について、明確に説明することができ、ディプロマ・ポリシーに示す能力を有しているか等を多角的に審査する。

- ① 研究テーマの設定が、当該専門領域における課題であり、学位に対して妥当なものである。
- ② 研究目的が明確に設定されており、研究計画の立案及び研究の遂行において、適切な倫理的配慮がとられている。
- ③ 研究目的を達成するために、適切な研究方法が用いられている。
- ④ 研究成果がエビデンスに基づき論理的に記述され、論文内容は、学術的意義及び社会的意義が見いだせる内容である。
- ⑤ 研究内容について、本研究科が開催する報告会で1研究テーマにつき2回（中間発表会、研究発表会）以上の報告が行われている。
- ⑥ 研究発表において研究内容を論理的に表現する力を有している。

(事務)

この基準に関わる事務は、教務課が行う。

(改廃)

この基準の改廃は、北陸大学大学院研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

附則（制定 2025（令和7）年2月25日第311回理事会 2025年3月19日理事長決定）
この基準は、2025年4月1日から施行する。